

## 周術期における口腔機能の管理等、医療機関相互の連携①(重点課題)

周術期口腔機能管理が必要な患者における医科医療機関から歯科医療機関の情報提供に係る評価

### (新) 歯科医療機関連携加算 100点【医科点数表、再掲】

#### <診療情報提供料の加算>

[算定告示]

注13 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、患者又はその家族の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算として、100点を所定点数に加算する。

[留意事項通知]

「注13」に規定する歯科医療機関連携加算は、保険医療機関(歯科診療を行う保険医療機関を除く。)が、歯科を標榜する保険医療機関に対して、当該歯科を標榜する保険医療機関において、口腔内の管理が必要であると判断した患者に関する情報提供を、以下ア又はイにより行った場合に算定する。なお、診療録に情報提供を行った歯科医療機関名を記載すること。

ア 歯科を標榜していない病院が、医科点数表第2章第10部の手術の第1節第6款、第7款及び第9款に掲げる悪性腫瘍手術(病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。)又は第8款に掲げる心・脈管系(動脈・静脈を除く。)の手術若しくは造血幹細胞移植の手術を行う患者について、手術前に歯科医師による周術期口腔機能管理の必要性を認め、歯科を標榜する保険医療機関に対して情報提供を行った場合

24

平成26年度診療報酬改定の概要(歯科診療報酬)

## 周術期における口腔機能の管理等、医療機関相互の連携②(重点課題)

周術期口腔機能管理を実施した患者に対する手術料の加算の新設等、周術期口腔機能管理の充実

### (新) 周術期口腔機能管理後手術加算 100点【医科、歯科点数表】

#### <手術の部の通則加算>

[算定告示]

【医科点数表】

通則17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、第6款(顔面・口腔・頸部)、第7款(胸部)及び第9款(腹部)に掲げる悪性腫瘍手術又は第8款(心・脈管(動脈及び静脈を除く。))に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、100点を手術の所定点数に加算する。

【歯科点数表】

通則15 区分番号B000-6に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅰ)(1に限る。)又はB000-7に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅱ)(1に限る。)を算定した患者に対して、算定後1月以内に悪性腫瘍手術を全身麻酔下で実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、100点をそれぞれ所定点数に加算する。

周術期口腔機能管理料(Ⅰ) 手術前 190点 → 280点

周術期口腔機能管理料(Ⅱ) 手術前 300点 → 500点

25

平成26年度診療報酬改定の概要(歯科診療報酬)

## 周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進(重点課題)

### 周術期における口腔機能の管理

周術期口腔機能管理計画策定料 300点

#### [告示]

がん等に係る全身麻酔による手術又は放射線治療若しくは化学療法(以下「手術等」という。)を実施する患者に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、**周術期の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定**するとともに、当該管理計画を文書により提供した場合に、当該手術等に係る一連の治療を通じて1回に限り算定する。

#### [通知]

##### ・管理計画書の内容

- ①基礎疾患の状態・生活習慣
- ②主病の手術等の予定
- ③口腔内の状態等(現症及び手術等によって予測される変化等)
- ④周術期の口腔機能の管理において実施する内容
- ⑤主病の手術等に係る患者の日常的なセルフケアに関する指導方針
- ⑥その他必要な内容
- ⑦保険医療機関名及び当該管理の担当歯科医師名等の情報

##### ・実施に際して

周術期の口腔機能の管理計画の策定を適切に行うため、**定期的に周術期の口腔機能の管理等に関する講習会や研修会等に参加し、必要な知識の習得に努めるものとする。**

16

平成24年度診療報酬改定の概要(歯科診療報酬)

## 周術期口腔機能管理料 I 手術前280点 手術後190点

がん等に係る**手術を実施する患者**の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している保険医療機関において、**周術期口腔機能管理計画に基づき**、当該手術を実施する他の病院である保険医療機関に入院中の患者又は他の病院である保険医療機関若しくは同一の病院である保険医療機関に入院中の患者以外の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を**文書により提供**した場合は、当該患者につき、**手術前は1回**を限度として、**手術後は手術を行った日の属する月から起算して3月以内において3回**を限度として算定する。

周術期口腔機能管理料 I を算定した月において、歯科疾患管理料、周術期口腔機能管理料Ⅲ、歯科特定疾患療養管理料、歯科治療総合医療管理料、がん治療連携指導料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者歯科治療総合医療管理料、歯科矯正管理料は算定できない。

※周術期口腔機能管理を必要とする手術とは、次のいずれかに該当する手術

- イ 全身麻酔下で実施される、頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術、臓器移植手術又は心臓血管外科手術等
- ロ 骨髄移植の手術

## 周術期口腔機能管理料Ⅱ 手術前500点 手術後300点

がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している病院である保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該手術を実施する同一の保険医療機関に入院中の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合には、当該患者につき、手術前は1回を限度として、手術後は手術を行った月の属する月から起算して3月以内において、月2回を限度として算定する。

## 周術期口腔機能管理料Ⅲ 190点

がん等に係る放射線治療又は化学療法の治療期間中の患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該放射線治療を実施している他の保険医療機関又は同一の保険医療機関の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合には、当該患者につき、放射線治療等を開始した日の属する月から月1回を限度として算定する。

周術期口腔機能管理料Ⅲを算定した月において、歯科疾患管理料、周術期口腔機能管理料Ⅰ、周術期口腔機能管理料Ⅱ、歯科特定疾患療養管理料、歯科治療総合医療管理料、がん治療連携指導料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者歯科治療総合医療管理料、歯科矯正管理料は算定できない。

## 周術期専門的口腔衛生処置

80点

(1口腔につき)

周術期口腔機能管理料Ⅰまたは周術期口腔機能管理料Ⅱを算定した入院中の患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が**専門的口腔清掃**を行った場合に、周術期口腔機能管理料Ⅰ又は周術期口腔機能管理料Ⅱを算定した日の属する月において、**術前1回、術後1回**を限度として算定する。

周術期専門的口腔衛生処置とは、**周術期における口腔機能の管理を行う歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が**、当該患者の口腔の衛生状態にあわせて、**口腔清掃又は機械的歯面清掃**を行った場合をいう。

**歯科医師は**、周術期専門的口腔衛生処置に関し、**歯科衛生士の氏名を診療録に記載**する。なお、当該処置を行った**歯科衛生士は**、**業務に関する記録を作成**する。

機械的歯面清掃処置を算定した日の属する月においては、周術期専門的口腔衛生処置は別に算定できない。ただし、機械的歯面清掃処置を算定した日の属する月において、周術期口腔機能管理を必要とする手術を実施した日以降に周術期専門的口腔衛生処置を実施した場合は算定する。